

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

原議保存期間	30年 (令和33年3月31日まで)
有効期間	一種

警察庁丁規発第124号、丁交指発第112号
令和 2 年 1 1 月 1 3 日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について (通達)

道路交通法の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第42号。以下「改正法」という。)、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和 2 年内閣府令第70号。以下「改正府令」という。) 等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」(令和 2 年11月13日付け警察庁丙交企発第91号、丙交指発第14号、丙規発第23号。以下「局長通達」という。) をもって通達されたところであるが、改正法による改正後の道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 第44条第 2 項第 2 号に係る交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 地域における関係者の合意

法第44条第 2 項第 2 号の規定により、一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。) 又は自家用有償旅客運送の用に供する自動車 (以下「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。) が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場 (以下「停留所等」という。) において、乗客の乗降等のため駐停車することができるのは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、改正府令による改正後の道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。) 第 6 条の 3 の 2 で定めるところにより、当該駐停車に関係のある者として府令第 6 条の 3 の 3 で定める者 (以下「関係者」という。) が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限られることとされた。

前記を踏まえ、地域の実情に応じて関係者の合意形成が適切になされるよう、以下の点に留意すること。

(1) 合意の方法（府令第6条の3の2関係）

府令第6条の3の2第1項の規定により、法第44条第2項第2号に規定する合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車等が駐停車をする一又は二以上の停留所等ごとに、書面により、駐停車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてすることとされたところ、合意に当たっては、合意に係る停留所等を特定し、停留所等ごとにその名称を明らかにして行うこと。

また、駐停車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲として、道路運送法上の事業又は運送の種類ごとや、事業者等ごと、事業者等が実施する事業ごと、法第3条に規定する自動車の種類ごと又は車両ごとに合意されることも排除されないことから、交通の安全と円滑を図るため、適切な範囲で合意すること。

府令第6条の3の2第2項に規定する「当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項」としては、一般旅客自動車運送事業用自動車等が駐停車をする日時の制限等が想定される。

なお、別添のとおり、法第44条第2項第2号に基づく一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所等における駐停車についての合意に係る書面の様式例を示すが、法第44条第2項第2号及び府令第6条の3の2の規定を満たし、かつ関係者が合意している旨が明らかである書面であれば当該様式例以外の様式を使用しても差し支えない。

(2) 関係者の範囲について（府令第6条の3の3関係）

関係者は府令第6条の3の3各号に掲げる者であるが、同条第5号に規定する「停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者」を加えることができることとされているが、これは、一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所等における駐停車の影響を受ける者等も含め、地域の実情に応じて、当該駐停車の必要性や安全性について、十分な合意形成を図る必要があるためである。

具体的には、局長通達2(3)で示した道路管理者のほか、必要に応じて、住民の代表や停留所等における駐停車を希望する事業者等を加えるなど配慮すること。

(3) 合意形成の方法

法第44条第2項第2号に規定する駐停車は、停留所等における駐停車を希望する事業者等からの申請等を必要とするものではないが、基本的には、事業者等から提案又は相談がなされることが想定される。

事業者等から提案又は相談がなされた場合は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議、同規則第51条の7に規定する運営協議会又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会（以下「協議会等」という。）が設置されている場合は、協議会等の活用を検討すること。

また、これらの協議会等が設置されていない場合であっても、関係者が一堂に会する場を設けるなど、関係者の円滑な合意形成に努めること。

なお、合意した内容に係る書面の作成主体について特段の制約はないが、都道府県公安委員会が一般旅客自動車運送事業用自動車等の停留所等における駐停車について合意した旨の公示を行う必要があるから、当該書面は都道府県公安委員会が受領し、保管すること。

(4) 公示の方法

法第44条第2項第2号に規定する公示は、対象となる停留所等の付近の地域住民、停留所等の利用者等に対して、十分に周知する観点から、ホームページへの掲載、都道府県公安委員会の掲示板への掲示等の適切な方法により行うこと。

2 その他運用に当たっての留意点

(1) 公示以外の方法による周知・徹底

改正法により、自家用有償旅客運送自動車も停留所等に駐停車することができることとなるが、これにより、他の車両の駐停車違反を誘発し、停留所等に乗客の乗降のために駐停車する乗合自動車等の定時性が損なわれるほか、停留所等への進入待ちによる渋滞の発生につながることを懸念される。

前記を踏まえ、停留所等を管理する事業者の協力を得た上で、合意の内容を停留所等に掲示するなど、公示以外の適切な方法により、一般旅客自動車運送事業用自動車等が駐停車をする停留所等であること、当該停留所等に駐停車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲等の合意の内容の周知を検討すること。

また、駐車違反取締りに従事する警察官及び交通巡視員並びに駐車監視員に対し、当該合意の内容について周知を図ること。

(2) これまでの取組との整合性等

合意に当たっては、「バス停留所の安全確保に向けた対策への交通警察の

対応について（通達）」（令和元年12月13日付け警察庁丁規発第126号）を受けて抽出されている対策が必要なバス停と法第44条第2項第2号の対象となる停留所の重複を避けるなど、既存の施策との整合性を十分に確保すること。

(様式例)

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社代表取締役 〇 〇 〇 〇

〇〇県公安委員会委員長 〇 〇 〇 〇

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

〇〇運輸局長 〇 〇 〇 〇

〇〇市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、
〇〇市内の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場の名称
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項